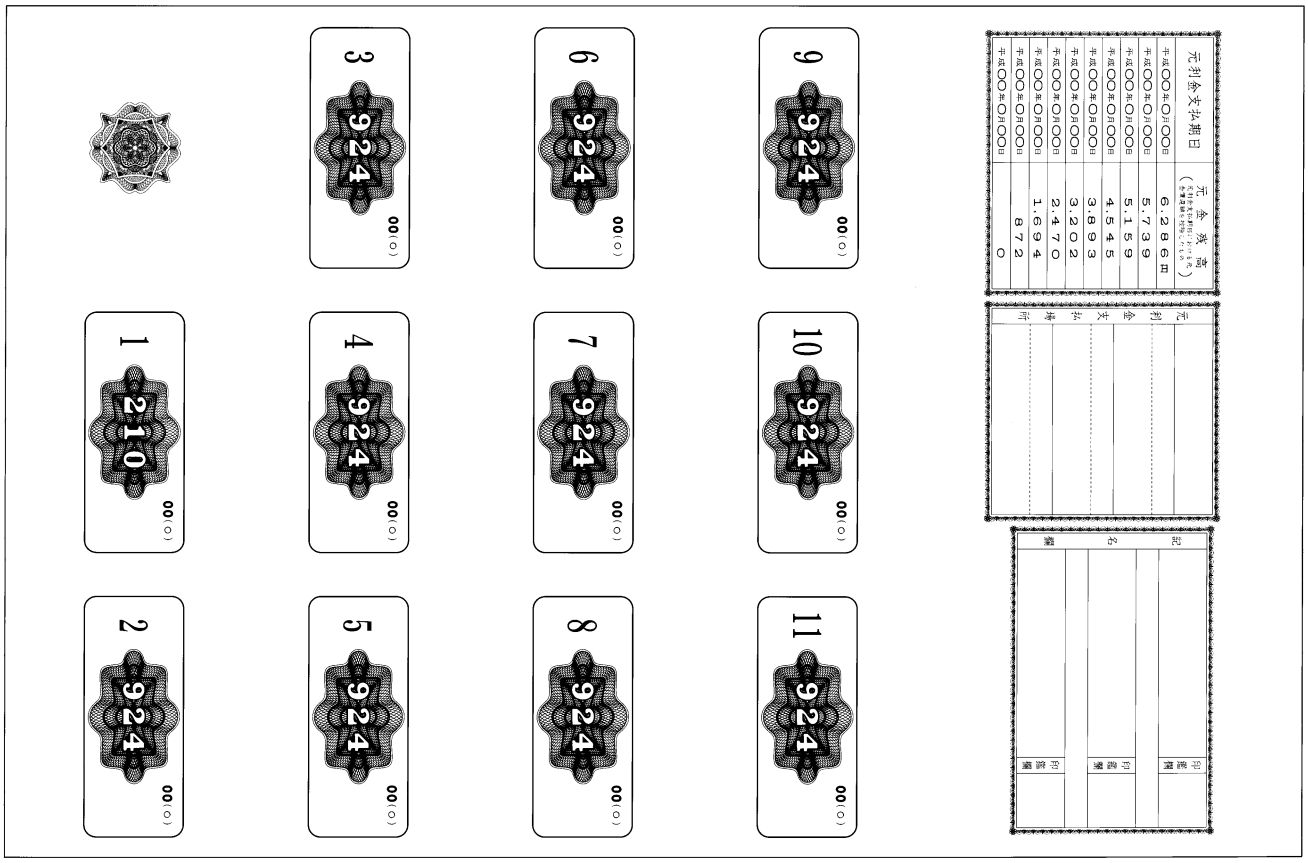
（裏　面）



○財務省告示第九十八号

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第七条第二項の規定により発行する引揚者特別交付金国庫債券で平成二十三年四月一日以後の日を発行日とするものの様式の要項を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

寸法	全体	縦三百二十四ミリメートル 横二百十三ミリメートル
	本券	縦百ミリメートル 横二百十三ミリメートル
	利賦札	縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ	「財務省印」の白すきちらし
表面	彩紋、唐草模様及び地模様	かつ色
	「記名」の文字及び財務大臣の印章	赤色
	「日本政府」、「賦札」及び「利札」の文字	白抜き
	記号、番号及びその他の文字	黒色
裏面	彩紋、唐草模様及び文字	かつ色
その他	各利賦札に切取り用刷り目打ち	

（備考）　引揚者特別交付金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。